

平成27年度京丹波町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）」第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を、次のとおり定めるものとする。

2. 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3. 適用範囲

この方針は、本町の機関が発注する物品等の調達に適用する。

4. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

5. 調達の対象品目

（1）物品

- ・小物、雑貨、記念品
- ・日用品、生活雑貨
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

- ・各種作業
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6. 調達の推進方法

（1）障害者就労施設等が提供可能な物品や役務についての情報を収集し、各機関に情報提供することにより、できるかぎり多くの機関で障害者就労施設等からの調達の推進が図られるよう努める。

- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。
- (3) 障害者就労施設等からの調達の推進に当たっては、地元中小企業、シルバー人材センターなどに十分配慮するよう努める。

7. 調達方針及び調達実績の公表

法第9条の規定に基づき、毎年度、物品、役務の調達に関し、調達の推進を図るための調達方針を公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととし、会計年度終了後、調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

8. その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

9. 施行日

この方針は、平成27年4月1日から施行する。